

令和6年6月20日
地域教育課

江東きつずクラブ等における指導検査の実施について

1 指導検査について

(1) 経緯

区では、昨年度判明した委託事業者の虚偽報告問題を受け、江東きつずクラブ及び私立学童クラブの指導検査体制の強化を図るため、令和6年4月1日より地域教育課に放課後運営指導係を設置した。

令和6年度より、2年サイクルで全ての江東きつずクラブ及び私立学童クラブの指導検査を実施する。

(2) 指導検査対象クラブ

江東きつずクラブ 64か所（公営10か所、民営54か所）

私立学童クラブ 3か所

2 令和6年度指導検査実施数（予定）

(1) 一般検査

江東きつずクラブ31か所（公営2か所、民営29か所）、私立学童クラブ3か所の計34か所を実施

(2) 特別検査

必要に応じて随時実施

3 指導検査内容

(1) 検査体制

1クラブあたり職員3名で実施

(2) 検査内容

施設見学、書類確認、ヒアリング、運営状況確認（入室管理、おやつ提供、外遊び、退室管理等）、講評を1日かけて実施

4 令和6・7年度の実施方針

一般検査においては、職員配置状況を重点項目として取り組む。